

第20回鳥取地方裁判所委員会及び第20回  
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成25年1月28日（月）午後1時30分～午後3時55分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

大田原俊輔（地家裁委員），門脇憲彦（家裁委員），小林加代子（家裁委員），  
高橋智鶴（家裁委員），竹内いずみ（地裁委員），寺川志奈子（家裁委員），  
富田恵子（地裁委員），奈良 武（地裁委員），西尾啓一郎（地裁委員），  
西田政弘（家裁委員），野口卓志（家裁委員），橋本良成（地家裁委員），  
濱村恵子（家裁委員），林 浩志（地裁委員），松本啓介（地家裁委員），  
宮地佐都季（地家裁委員），山田 正（地裁委員），和久田斉（地裁委員）

（ゲストスピーカー）

井口民事調停委員，池本家事調停委員

（オブザーバー）

野藤簡裁判事

（事務担当者等）

地裁：瀧事務局長，垣屋民事首席書記官，清水民事訟廷管理官

家裁：紀太事務局長，清水首席家裁調査官，長谷川首席書記官，田淵訟廷管  
理官，津森総務課長，岸田総務課課長補佐（書記）

簡裁：山本庶務課長

4 議題

- (1) テーマ：調停制度について
- (2) 次回開催テーマ等

## 5 議事

テーマについての意見交換等

- (1) 施設（調停室，調査室，申立人・相手方待合室）見学の後，事務担当者から調停制度の概要等について説明を行った。
- (2) 民事調停委員及び家事調停委員から実際の民事及び家事調停の場面においての体験談や調停を進める上での工夫例や配慮していることなどについて話をした。
- (3) 意見交換の要旨は別紙のとおり

## 6 次回開催テーマ等

### (1) 次回テーマ

#### ○委員長

次回テーマについて，皆さんに要望を伺いたい。

#### ○弁護士委員 A

我々委員は裁判所の施設を見せてもらっているが，一般の人は，実際どの程度裁判所の施設を見られるのか。裁判所見学とか，法廷傍聴とか，広く言えば裁判所見学で，事件の中身で言えば法廷傍聴になると思うが，それが一般の人にどの程度利用されているのか，今の状態でいいのか，開かれた裁判所ということで考えると，裁判所のハード面，ソフト面の世間への公開の仕方をテーマにしてみてもどうか。

#### ○委員長

今の提案は，裁判所見学を含めた広報というテーマになると思うが，ほかに希望のテーマはないか。

以前出されていたテーマとしては，刑事手続における被害者参加制度，あるいは保護命令関係のテーマが出ていたと思うが，今提案があった裁判所見学，いわゆる裁判所広報の在り方について，現在裁判所がどんなことを行っていて，それについてどのような改善点があるかということになるか。

○弁護士委員 A

例えばアンケートについて、今回は事務担当者が無いと言ったが、どうして法廷傍聴や裁判所見学に来ている人からのアンケートが上がってこないのか。アンケートをとっているのかどうか分からないし、アンケートをとっているのであればどういう意見なのかも分からない。しかし、本当はこの委員会でそういうのがあったら題材にならないといけないと思う。そういうところも含めて、広くそのテーマで意見交換ができないかと思っている。

○委員長

ほかのテーマについて提案はないか。

○学識経験者委員 B

裁判所で広報をテーマに題材を提供できるのであれば、裁判所の広報についてテーマにしてはどうか。

○委員長

裁判所でどの程度材料が提供できるか。

○事務担当者

裁判所では、毎年5月に憲法週間行事、毎年10月に「法の日」週間行事を各庁で広報行事として行っている。それ以外にも、当庁のホームページでは随時見学の募集、法廷傍聴の募集をしており、年間500人程度見学会に参加していただいている。様々な団体等に来ていただいております。広報に関しては様々な検討しているが、足りない部分もあり、もっと広報活動を広げていく必要があると思うので、意見をいただければと思う。

○委員長

今までの見学会の実績を示すことは可能か。

○事務担当者

大丈夫である。

○委員長

次回テーマは、「裁判所の広報について」とする。

(全員が了承した。)

(2) 次回開催期日

次回の鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を合同で開催し、開催日時は平成25年7月12日(金)午後2時30分とする。

以上

(別紙)

テーマ「調停制度について」

○学識経験者委員 C

申立人・相手方待合室は、順番が来るのを静かに待つ場所なのか、あるいは少し調停に向かって自分で考えを整理したり、代理人弁護士と話し合ったりする部屋なのか。

○事務担当者

調停期日では基本的に当事者双方から交互に30分ごとに事情を伺う。申立人・相手方待合室は、その間当事者に待ってもらう部屋である。例えば代理人弁護士が付いていれば、そこで打合せをする、あるいは別の部屋で打合せをすることもあり得るが、基本的には調停に呼ばれるまで待ってもらう部屋という位置づけである。

○学識経験者委員 C

待合室を代理人弁護士と打合せをする場所に利用されることもあるということだが、プライバシーをしっかりと守るという部分でいくと、待合室に何組かの方がいると、その時点で広い意味で非公開ではなくなる。例えば、離婚調停で慰謝料をどれだけ取ろうかという話を隣の人も聞くこともあるということは、少しいかがなものかと思う。

待合室というのは、調停委員と話をするまでに、少し心を落ち着けたり、話をすることを整理したりということだと、ほかの案件を持っている方と一緒に部屋ではないほうが調停に向かっていけるのではないかという感想を持ったので質問をした。

○事務担当者

代理人弁護士が依頼者と話をするときには、別室を利用するか、待合室に誰もいないときを利用されていると思う。利用する側で配慮することで、プライバシーの点は守られていると思う。

○学識経験者委員C

当事者の気持ちを考えると、待合室ではほかの人と一緒にならないよう改善できるとよいと思う。

○弁護士委員A

以前、家庭裁判所委員会の委員になったとき、名古屋家庭裁判所で委員会があり、待合室の問題が議題に上がったことを報告した。代理人弁護士が付いていない当事者の話で、待合室ではほかの代理人弁護士と依頼者との話が聞こえてきて非常に腹立たしい、他人のプライバシーなど聞きたくないが、無理やり聞かされる、弁護士は何を考えているのか、裁判所は何にも言ってくれないのかという内容だったと思う。この場を借りて改めてここで紹介しておく。

この事例を踏まえて、私が待合室を利用するときには、依頼者に対して説明し、基本的には待合室ではあまり打合せはしないということを理解してもらった上で、依頼者には待合室で待ってもらい、私は弁護士待合室へ行くということを意図的に行っている。

そのようにした場合で、調停の進行中に当事者双方から交互に話を聴いて、次の番が来るまでに回答を求められることがある。待っている間に打合せをしないといけないが、家庭裁判所に決まった打合せの部屋はない。弁護士待合室の奥の小さな部屋を打合せに利用すればよいが、調停委員に対して事前にそこに行ってくると言わないと、どこにいるか分からず、調停委員が走り回るということになる。

また、問題となっている点の一つに、呼出しまでの時間がはっきりと分からないので、その間待合室にいてもらわないといけないということがある。待合室の数が限られていることや、当事者同士がすれ違ったり、顔を合わせたりしないようにするための裁判所側の配慮ということもあるので、根本的な改善というのは難しいと思うが、弁護士が説明をするなどして、お互いに注意を呼びかけ理解してもらうなどして待合室を利用している。

○弁護士委員D

申立人ごとの待合室はまず無理である。個別に一人ずつ、二人ずつというのは無理で、私の経験から言うと、特に家事、民事でもどうしても何組かいるが、それは皆当たり前みたいな感覚でいるので、そこにみんなでいるのが嫌ということはないのではないかと私は思う。代理人を付けたときには、代理人がどうするか、当事者と一緒にいるのか、弁護士待合室に行つて、当事者は当事者の待合室で待っているのか、それぞれ代理人がいろんな考え方があってやっている。

私は代理人として基本的には待合室で一緒にいるが、心配性な方も多く、一緒にいてあげることで依頼者は心強くなれる。一緒にいるときに話す内容も、ほかの人に聞かれてまずいこと、プライベートなことは言わない。どうしても待ち時間が多いときがある。1時間も待ったりすることがあるので、こんなに待つのかという話になるが、調停委員としてはどうしてもある面、当事者の話を辛抱強く聞く必要がある。調停制度というのが話をまず聞いてもらいたいということがお互いにある。紛争というのは、単に解決すればよいと言うだけでなく、そこに至るまでのいろんな思いがあるから、当事者はどうしても聞いてもらいたい。いかに聞いてあげるかということが重要で、待合室の問題と離れるが、いかに話を聞いて少しでも理解して、その後で解決にどう向けたらよいかということが必要だと思う。ただやはり部屋を分けるのはなかなか難しい。

#### ○事務担当者

今の指摘、あるいは意見をいただいて、物理的な問題として直ぐには難しいが、現在の建物の中でどう工夫できるかというところを考えていきたい。

#### ○委員長

いただいた意見は受け止めて、可能な範囲で改善していきたい。

#### ○弁護士委員A

長時間調停の申立人・相手方待合室で時間を過ごさなくてはならないわりに、テレビやラジオが整備されているわけでもなく、置いてある本も古い。

例えば、裁判所委員会が主体となって本を選定して待合室に寄贈することはでき

ないか。特定の個人や団体からたくさん本が寄贈されると問題があるという話になるかもしれないので、裁判所委員会で相応しい本を寄贈することはできないか。

#### ○学識経験者委員 E

精神的に緊張せず負担のかからないリラックスできる雰囲気のを待合室を作るために、置いてあるものや飾ってあるものについて工夫できる部分は、たくさんあると思う。飾る絵も暗い絵よりは、柔らかい絵で落ち着く絵やカレンダーのほうがよいと思う。雑誌、新聞、週刊誌などの気楽に読めるものが置いてあるとよい。寄附ではなく、裁判所の予算できちんと考えてもらう必要がある、予算との関係はどうか。

例えば今、待合室に置いてある一輪挿しの花は造花だが、花瓶に生花を生けるとか、壁紙ひとつにしても、何か安心できる空間を作るということが必要で、環境面をどうするかということが大事だと思う。待合室を何組かで利用することについて問題ないという意見も先ほどあったが、当事者の立場で考えると、この狭い鳥取東部地区でいつ誰に会うか分からないという不安があると思う。DV被害者については階を変えてもらうなど配慮いただいているが、待合室で誰かと会うということとはとてもつらいので、このスペースの中で可能かどうか分からないが、人と会わないように待合室がそれぞれ作ってもらえたらよいと思う。

それと、迅速な調停を目指しているということであるが、調停期日の設定は、大体月に1回のペースで開かれていくと相談者からは聞いている。なるべく早く調停成立とか不成立をもらって裁判に進めたい人達や、調停が早く終わって母子になって、手続をすれば児童扶養手当が入ってきたり、児童手当がすぐ切り替えられたりするということが生活自体にもかかっている人達もいる。

調停期日が月に一度というのではなく、事案によっては、期日設定を早めてもらう運営をしてもらえたらと思う。

私はDV被害者や離婚相談者からの相談を受けているので、調停でのやりとりを聞く機会がある。一昨年までは、DVについて理解していないのではないかと思います。このような調停委員の発言に傷ついたという相談を受けることがよくあった。この

2年ぐらいは、実際そういう声を私は聞いていない。その当時、裁判所で研修も行うということだったので、随分改善されたのだと思う。しかし、調停委員によってはつらい思いをする場面があるので困っているというような話を聞くこともある。実際調停の中で当事者がどんなふう感じているのか、どんな傷つきを持ったか、どこまで反映させられるかは分からないけれども、思いを聞くようなアンケートをとってもらいたいと思う。

今の家庭裁判所のアンケートは全体のアンケートで半年の中で1件しか出ていないようである。プラスに反映させるために、もっと多くのアンケート結果が出たらよいと思う。もっと多くの多様な回答が集約できる仕組みのアンケートにすることはできないか。

#### ○委員長

先ほど出た意見を整理すると、まず弁護士委員Aから待合室の図書関係について、地家裁委員会が集めるというような方法は考えられないかという提案があって、学識経験者委員Eからは四点で、一点目は待合室の設備の関係、これが裁判所の予算でどうにかならないのかという指摘、二点目が待合室でほかの人と会うのが苦痛なので、それが何とかないだろうかという指摘、三点目が調停については、なるべく事案に即した早めの解決が図られるべきものがあると、そういう事案もあるのだということで、それは実際の運用に反映してもらいたいということ、四点目は、実際に調停に関わった当事者の声を聴く方法について検討してもらえないかという点だと思う。

弁護士委員Aが提案された点については改めておはかりするとして、今、学識経験者委員Eが言われた四点について、ほかの委員から、この点について自分はこう思うというような話があれば伺いたい。

#### ○学識経験者委員B

調停の際に当事者本人がいて、弁護士以外で同席を認めているのか。

#### ○事務担当者

調停室に当事者以外で一緒に同行した人も入れないかという質問とお伺いしたが、基本的には調停には当事者に入ってもらおうということである。もちろん必要に応じて調停委員会の判断で入ってもらうこともあり得るが、基本的には当事者に入ってもらおうという形で対応させていただいている。状況によりということでは理解いただければと思う。

○委員長

民事調停の場合はどうか。

○オブザーバー

同居の家族とか、家族関係があれば同席を認めることは多いと思う。そのほかに、会社の従業員が二、三人来るということもある。事情をよく知っている人に同席してもらいたいというのは、当然調停委員会としてはある。

他方、民事の場合、事件屋のような非弁活動を行う人が同行して、調停の進行を妨げる可能性があるので、それを排除する必要がある。そのため、申出があればその都度調停委員会で個別の事案を検討し判断している。

○委員長

原則的には確かに当事者だけだと思うが、家事調停でも必要に応じて結構いろんな人にも入ってもらっているという場面はある。私の感想であるが、ただ一般的に例えば仲がいい友達だからとか、精神的にサポートするから入りたいというパターンは多くは認めてないと思う。

回答できる範囲でお答えしたいと思うが、予算の関係はどうか。

○事務担当者

現在、待合室に置いてある書籍には、単行本とか漫画の「家裁の人」、「美味しんぼ」、そのほか、幼児向けの絵本などがあるが、全て家裁の職員の所有物であり善意で置いている。

予算については、設備費として消耗品予算が確保されているが、現状としては待合室の書籍整備のための予算は確保できないという状況である。

○委員長

二点目の待合室でほかの人となるべく会わないような工夫はできないかという指摘についてはどうか。

○事務担当者

先ほどもお話しさせていただいたように、建築物の構造上なかなか難しいところはある。時間をずらしたり、あるいは何らかの工夫をしたりしてそれが可能であればというところであるが、今の段階で具体的な策の用意ができていない。検討したいと思う。

○委員長

裁判所として検討させていただく。

三点目の事案によって迅速な進行を検討してもらいたいという指摘についてはどうか。

○事務担当者

基本的には1か月に1回ペース、これは目安であり、事案に応じて急ぐ事案であれば、1週間に1回、あるいは2週間に1回というペースで期日が入ることもある。必ず1か月に1回というものではない。申立人なり相手方の事情に応じて、当然相手、関係者がいるため、当事者双方の調停期日の調整がつけば早く入るということもあり得る。事案に応じてということをご理解いただきたい。

○委員長

四点目の当事者の声を拾い上げるという工夫は何かないかという指摘についてはどうか。

○事務担当者

現在裁判所としてもアンケートをとっているところであるが、確かに指摘のとおり、この期間で1通、あるいは2通という頻度でどうかという指摘だろうと思う。

確かにもっと意見をいただいて、よりよい調停の運営に結びつけるという意味からすると、アンケートのとり方あるいは内容について工夫が必要であると思ってい

るところである。今の段階で具体的にどうこうというところまでには至っていないが、ご指摘は受け止めさせていただきたいと思う。

○委員長

現在実施しているアンケートの方法について説明してもらいたい。

○事務担当者

現在行っているアンケートについては、本庁だけでなく、支部でも行っている。基本的には来庁者が来る窓口においている。これはいわゆる事件部関係の窓口のほか、検察審査会、会計課、そのほか受付センター等、来庁者が来られるところには全部置いている。それ以外に調停事件の待合室にも置いている。内容的には、一般の方と調停の当事者の方の両方をアンケート対象にした、项目的には書き込みできるような形で、汎用性を持った形で行っている。そういう形で幅広く置かせていただいているという状況である。

アンケートは、数としてないわけではないが、中にはメモ紙に書いてある回答や、抽象的な記載又は趣旨が判読できないようなものも含まれている。

掲示して見てもらうことのできるものは、裁判所の今後の運営に資すると考えられるものに限られていて、そのため少ないという状況である。

○委員長

調停の当事者がアンケートをしやすい環境にあるのか。

○事務担当者

基本的にアンケート用紙は、待合室に置いている。アンケートを記入して、投函箱自体は1階の待合室に入れてもらうようお願いしている。

○委員長

今年の1月1日から施行された家事事件手続法の趣旨は、例えば、先方が何とやってきているのか相手に知らせるといった手続の透明性や、あるいは調停委員会がどんなことを話しているのかなどなるべく双方に共通して認識を持ってもらうというような仕組みを目指しているというものである。

家事事件手続法が改正された関係で、家事事件の当事者がどういう印象を持ったかということは、この機会に裁判所としても知りたいところであるため、現在行っている一般のアンケートとは別にアンケートを行うということも検討しているところである。家事事件手続法については、まだこの1月1日から施行されたばかりなので、アンケートを始める時機についても考慮中であり、ご要望に添えるかどうかは分からないが、そういう動きが若干あることだけはお伝えしておく。

それから、待合室の本の整備については、事務担当者から紹介したように予算がないこと、あるいは特定の方から寄附をいただくということも、裁判所としての立場上非常にやりづらいということから、弁護士委員Aの提案でこの地家裁委員会が例えば集めたらどうだという案があったが、この点はいかがか。

裁判所の予算でやるべきだという意見もあったが、ほかに意見はないか。

#### ○学識経験者委員C

書籍を個人的に持ってくるのがなかなか難しいということであれば、1回地家裁委員会のメンバーで募って集めてみるのがよいのではないか。

#### ○委員長

ほかの方の意見はないか。

実際に集めていただいた書籍を裁判所で受け取る段階になって受け入れられないということになると、それまでの努力を無にすることになるので、裁判所の受入側としての検討が必要な点もあり、即答できかねる。裁判所として検討して、一か月くらいをめどに回答したい。

#### ○弁護士委員A

何点かまとめて意見を述べさせていただきたい。

一点目は、利用者にとって公平に感じてもらえるような運営を工夫していただきたいと思う。

今までのアンケートの中で調停に関しての不公平感というのが何度か挙がっている。その中で、内容的な不公平感というものと、形式的な不公平感というのがある。

る。

内容的な不公平感というのは、調停委員が相手の肩ばかりもっているような印象がして、自分の味方ではないという不公平感をもったというもので、過去のアンケートの中ではいくつか見られる。

また、形式的な不公平感としては、相手の話を聞く時間は1時間で、自分の時間は30分間というような場合は、自分はひたすら待たされて相手の話ばかりを聞いてもらっているというような印象になる。待っている間に進行が遅れるという説明を受けても、延々と言いたいことをずっと言って、強く主張した側の話を長く聴くのかという不公平感が生じ、形式的に平等に扱われないことになるのはよくないのではないかという思いがある。例えば、先ほど現役の調停委員からどうしても予定時間を過ぎてしまうということを伺っているが、決められた時間が経過したら途中で終了するように、時間管理を最初に決めることはできないか。

二点目は、先ほど調停委員から次回期日までに問題点を検討してもらうことを、宿題の形で出しているという話がでたが、宿題の確認を文書で行っていないようであり、そのため期待していた回答を得られず期日の進行が遅れることが度々生じる。

必ず宿題がなされるように、調停委員全員が共通して形式的に文書管理するような方式をとってもらえないか。

三点目は、調停での時間が長くなったり、不公平感をもったりする要因が精神的な症状を持っているためという場合も考えられる。調査官だけでは件数的に難しい部分を、裁判所から外部の臨床心理士などに補助をお願いしてメンタル面でのケアやアドバイスなどの協力をしてもらうような試みはあり得るか。

#### ○事務担当者

現在の状況として、次回期日までの検討事項を文書で伝えている例は多くはない。今後の方向として、当事者に書いてもらうか、裁判所が書くか、検討はしているが、何らかの形で調停期日に検討事項を記入したメモを持って帰ってもらうという方法を考えているところである。

時間管理の関係については、具体的な事案に応じて行われるため、一律に取扱いを定めるといったことはなく、調停委員、裁判官を含めて、いかに管理していくかという問題として認識しており、どういう形にするかということを考えているところである。

○委員長

三点目の精神疾患が疑われる方について、何らかの家庭裁判所としての手当てはないのかという指摘についてはどうか。

○事務担当者

弁護士委員Aの意見は、調停の当事者のケアという趣旨か。それとも、そういう疾患の関わり方についての調停の運営について、専門家に関わってもらおうという趣旨か。

○委員長

両方と考えるとよいのではないか。

○弁護士委員A

新潟家庭裁判所では臨床心理士が精神疾患を持っている当事者の調停期日間のケアの依頼を受けたという事例を聞いている。裁判所から心理面での安定という形での協力というような外部スタッフの確保ができないか。

○事務担当者

調停運営面について少し説明させていただく。現在鳥取家裁の調停委員の中には臨床心理士あるいは心理相談員等の調停委員もいる。事案に応じて調停委員の中の専門の方に関わってもらおうという形もあり得る。仮に、調停の途中でやはり専門家に関わってもらいたいという事案には、調停委員会の決定をもって、調停委員会を構成する調停委員以外の専門的な知識、経験を有する調停委員に調停に関わってもらって事情聴取、説明を聴いてもらうという形もあり得る。

また、非常勤ではあるが家庭裁判所の医務室に配置されている精神科医の活用も事件運営の一つの方法としてあり得る。ケアとしては今の段階では難しい。

#### ○委員長

家庭裁判所調査官は、教育学、心理学、あるいは社会学という素養を備えている。家庭裁判所調査官がまず事件に関与して問題があるのかないのかを検討するのが一般的という印象であるがどうか。

#### ○事務担当者

そのとおりである。まず調停で調査官に関わってもらい、専門家の必要性を判断してもらおうという形で進んでいくケースが多い。

#### ○委員長

一点目の問題点である不公平感の解消という点については、裁判所としても更に今後とも努力していきたい。

二点目と三点目については、申し上げたような手当てが現在あるか、あるいは検討中ということでご了解いただきたい。

#### ○弁護士委員A

特定調停が減少してから簡易裁判所の調停の件数がものすごく少ない。調停で何ができるかということが一般の人にとって理解をされていないという感じがする。

「ご存じですか？簡易裁判所の民事調停」という、最高裁が作成しているリーフレットを手元に置いてもらっている。これが、どこで見られるのか、これを見て、調停を申し立てようと思うのか、このあたりに問題があるのではないかと思う。

新潟の裁判所委員会の事例を紹介すると、受理件数が減少しているので、独自にパンフレットを作成して、公民館などに配布したら件数が増えたということである。

そのような取組を鳥取地裁、簡裁で検討されるということはないのか。

#### ○事務担当者

リーフレットは裁判所から各市町村などに配布している。このほかにも公民館への配布や一般市民の方が手に取る機会の多い場所についての検討をしたい。

リーフレットは年間の所要枚数を最高裁に要望しておくと思える。裁判所にも置いてあり、県内の各市町村にまとめて毎年配らせていただいている。

## ○委員長

今の点は検討課題ということになるかと思う。

## ○学識経験者委員 E

一点目は、障害者等で車椅子を利用する方や、盲導犬を連れて来られた方等への配慮、対応ではどんな工夫をしているのか。

二点目は、調停委員は、とてもしんどい話に付き合っているため、セルフケアが大事だと思う。自分の心身の状態がコントロールできて、初めて人の話も聞けるし、そのつらさを誰かに共有してもらうことで状態をコントロールし、次の調停に一番よい状態で臨まないといけないという立場にいると思う。

調停に関わってつらさを感じるようなときに、要望に応じて、しんどさを共有化できるシステムや、調停委員の心のケアをする体制があるのか。もしなければ、調停委員のしんどさがあるということで、研修会等を開くなどのフォローも大事ではないかと思った。

三点目は、離婚をした後の約束事の中に面会交流をすることが定められて離婚をされる方が多いが、どうしても自分たちだけで約束を守っていくというのは難しい場合がある。調停や裁判で面会交流を決めた場合、裁判所の施設を利用して、当事者同士が会わなくてもよい方法で子供と面会できるように協力をしてもらうということは、裁判所として可能か。

## ○事務担当者

車椅子の関係であるが、エレベーターがあり、玄関にはスロープが整備されているので車椅子の場合はそのまま玄関から調停室まで段差なく移動することができる。待合室は車椅子を利用の場合だと、どうしても狭くなるので、そういう場合は、別室を用意することがある。今の環境の範囲ではあるが、できるだけ不便にならないような形で配慮している。

盲導犬についての事例はないが、車椅子同様、盲導犬の場合についても、別の待合室を用意するようになろうかと思う。

#### ○弁護士委員D

調停委員に対して直接メンタルケア的なものはないと思うが、調停委員は年何回か裁判所主催の研修に出席したり、調停委員会だけの自主研修を行ったりしている。法律的な研修、話の聴き方、話し方などや、様々なケースに応じてケース研究というような研修が開催されている中で、ほかの調停委員の悩みを聞いて、自分の悩みを解消したり、それから中には調停が終わって不調だったけれども、話を聴いてもらってよかったというようなお礼の言葉を言われたりすることで、自分の仕事のやりがいを感じたりということが、ケアの一つになっているのかと思う。

#### ○ゲストスピーカーF

守秘義務が課されているので、家族でさえ話せない。そのため、守秘義務の範囲内で調停委員室において話すこともある。

#### ○ゲストスピーカーG

相調停委員とその内容等について話をするのは、往々にしてある。それから、担当の書記官や調査官と話をすることでなるべくストレスをためないようにしている。

#### ○オブザーバー

裁判官として一番気をつけているのは、調停委員が孤立しないように、裁判官、書記官と一体となって、事件解決に当たっているというような認識を持ってもらいたいという点である。特に、書記官は調停委員と相携えて進んでいると思うので、調停委員におかれては、書記官に何でも相談してもらって、裁判官にも相談してもらおうと。それで裁判所全体として、この問題解決に当たっているのだというような連帯感を持って、調停に臨んでもらったらと思っている。これからも一層そういった連帯感を達成できるように努力していきたいと思っている。

#### ○委員長

三点目の面会交流の実施のために裁判所の施設が利用できないかという指摘についてはどうか。

#### ○事務担当者

調停が終了して、その後に家庭裁判所で面会交流を実施するというのはできないというのが原則である。いろいろ難しい問題を抱えている方々については、調停終了前の調停の中で実施できる方法を具体的に双方の希望にできるだけ添える形で、細かく調整を図っている。そのため、面会交流については、調停終了後はほとんど当事者の協議に任せるとというのが実体である。

#### ○委員長

面会交流について調停で定めたが実施できないという場合に、もう1回面会交流の申立てをしてもらって裁判所の施設を利用するという方法もあるのではないか。

#### ○事務担当者

今の事例の場合、調停終了前であれば面会交流を裁判所の施設を利用して実施することは可能だと思う。調停終了後に裁判所で面会交流を実施する目的のためだけに再調停を申立てるということはちょっと難しい面もあるかと思う。

再度、調停を申し立てられたときに、試行的に面会交流を実施することはできし、その中でどのように工夫していくかということ調停での話につなげていくということは可能だと思う。

#### ○委員長

一般的に面会交流の調停条項は子の福祉を尊重して協議するという抽象的な定め方をする。したがって、面会交流がうまく実施できないという場合には、実施すること前を決めたが、うまくいかないということを理由にしてもう1回調停を申し立てれば、そこで調査官も必要に応じて関与して進めていけると思う。

#### ○学識経験者委員B

私は国民が求めている裁判所というのは、法の適用の場所とか執行の場所から、もっと国民目線に下りた司法サービスを要求している時代になっていると思っている。だから、命令を出した、判決を出した、調停が成立したということで終わりにしてよいのは昔の話で、今はその実行の確保を裁判所が後ろに立って見ていくと

いう時代にもう変わりつつあるのだと思っている。そのために、裁判所が実行の確保というサービスを外注して提供するというところまで、多分望まれているのだと思う。

国全体としてそういう視点が出てこないといけないと思う。そのためなら税金が増えてもかまわないという話になったらよいと思う。もしサービスの提供をするという話になったら、先ほどの同席を認めてもよいではないかという話につながってくると思う。

○委員長

それは法律の問題だと思う。裁判所が法律でそこまで認められているのだろうかという点を疑問に思う。

同席については、可能な範囲で認めるということで前向きに検討していく。

本日お伺いしたご意見の中で検討させていただくものもあるし、明確な回答はできないにしても、今後の地方裁判所、家庭裁判所の運営について参考にさせていただく部分もあろうかと思う。あるいは同時に皆さん方を通じて、裁判所の業務について理解あるいは関心を示していただくということになろうかと思う。